

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の取扱いの変更について

令和3年7月から支給している生活困窮者世帯を対象とした、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、厚生労働省からの通知に基づき次のとおり取扱いを一部変更する。

## 1 変更内容

| 項目       | 変更後  | 変更前   |
|----------|--|---|
| 対象者      | 令和4年1月以降は、これまでの対象者に加え、社会福祉協議会が実施する緊急小口資金及び総合支援資金（初回）の貸付が終了した世帯も対象とする。                                | 社会福祉協議会が実施する「総合支援資金の再貸付」を借り終わった世帯、又は、「総合支援資金の再貸付」が不承認となった世帯とする。 |
| 求職活動等の要件 | 令和4年1月以降は、これまでの公共職業安定所に加え、無料職業紹介事業を行う特定地方公共団体又は地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う職業紹介事業者での職業相談等の求職活動についても対象とする。 | 公共職業安定所に求職の申込みをし、常用就職による就職を目指し、職業相談等の求職活動を行う。                   |
| 申請受付終了日  | 令和4年3月31日  | 令和3年11月30日  |
| 支給期間     | 3か月<br>(期間中一度に限り再申請可)  | 3か月   |